

## 2 1 酒類容器のリサイクルの推進

1 近年、廃棄物の減量化、再資源化を通じて地球環境の保全を図ろうとする動きが世界的に高まりを見せており、我が国においてもリサイクルの推進など環境保全に関する施策が強く求められています。このような中、

- ① 中央酒類審議会の「酒類容器のリサイクリングに関する中間報告」（平成 3 年 2 月、以下「中酒審・中間報告」という。）
- ② 「再生資源の利用の促進に関する法律」（平成 3 年 4 月）  
（注）「再生資源の利用の促進に関する法律」は、平成 13 年 4 月 1 日から、その法律名が「資源の有効な利用の促進に関する法律」に改められます。
- ③ 「容器包装に関わる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 7 年 6 月）

が取りまとめられ、又は制定されたことを踏まえ、国税庁では、これらの報告の具体化及び法律の円滑な施行に向けて、消費者に対する啓蒙や酒類業者に対する所要の指導啓発等を行っています。

### 2 酒類容器のリサイクルに対する取組み

#### (1) 中酒審・中間報告を踏まえての対応

酒類業界においては従来から、ビールびんや一升びんなどのようなリターナブル（繰り返し使用できる）容器が存在していますが、これら以外にも中酒審・中間報告を踏まえ、

- ① 清酒業界においては、平成 4 年 2 月から 500ml 規格統一びん（「アールびん」）を導入し、平成 5 年 11 月からびん回収のためのプラスチック製流通箱（P 箱）の導入を開始する等流通システムの整備を図り、その推進に努めている
- ② 九州のしょうちゅう乙類業者においては、九州地区での 1.8L びんのリターナブルの円滑化に資するため、平成 4 年 4 月から共通 P 箱を導入している  
など、酒類容器のリサイクルの促進に取り組んできています。

#### (2) 資源の有効な利用の促進に関する法律に係わる対応

生産・流通・消費の各段階において資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、平成 3 年に「再生資源の利用の促進に関する法律」が制定されました。同法は、古紙、カレット、土砂、コンクリート塊等の再生資源の利用の促進、電気製品に対する分別表示、容器の識別表示等、リサイクルに関する基本的な事項について広く定めており、酒類の容器（アルミ缶、スチール缶及びペットボトル）については、材質識別マークの表示義務が定められています。

なお、平成 12 年 6 月に循環型経済システムの形成に向け、法改正がなされ、従来行ってきたリサイクル対策の強化が規定されました。その中には紙製容器包装及びプラスチック製容器包装について、分別回収のための識別表示等の表示義務の追加が含まれています（平成 13 年 4 月 1 日施行。）。

（紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の識別マーク案）



これまで、酒類業界ではこの識別表示の実施に率先して取り組んでおり、同法の規定では「1か所以上」とされているところ、自主的に2か所に表示すること及び「あき缶はリサイクルへ」の標語を併記することを取り決め、実践しています。

(酒類業界が表示している識別マークの例)



あき缶はリサイクル



あき缶はリサイクル



PET

また、産業構造審議会・廃棄物リサイクル部会・容器包装リサイクル小委員会の「容器包装識別表示等検討委員会報告書」(平成12年7月)において、紙製及びプラスチック製容器包装の識別マークの多重容器包装等における表示の要件と表示方法については、各事業者又は業界ごとの対応に委ねることとされたことを受けて、酒類業界は、「酒類業界その他紙製容器包装その他プラスチック製容器包装識別表示運用マニュアル」を制定しています。

### (3) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に係る対応

一般廃棄物のうち、容量ベースで約6割を占める容器包装廃棄物についてリサイクルを推進し、廃棄物の減量化と資源の有効利用を図ることを目的として、「容器包装に係わる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」が平成7年6月制定されました。

同法は、消費者により分別排出、市町村による分別収集、事業者による再商品化(リサイクル)という各者の役割分担により容器包装廃棄物のリサイクルを促進していくことを基本としており、平成9年4月1日から、大企業を対象として、ガラスびん及びペットボトルの再商品化義務について施行し、平成12年4月1日からは、中小企業者も対象とし、再商品化義務の対象となる容器包装に紙製容器包装及びプラスチック製容器包装を加えて、全面施行されています。

同法の制定を受け酒類業界では、

ペットボトルを製造・利用する他の業界とともに、回収されたペットボトルを繊維製品等に再利用するための原料(ペットフレーク)にするプラントを建設し、操業を開始

ペットボトルを製造・利用する他の業界とともに、ペットボトルを再商品化しやすくするための自主設計ガイドラインを作成

等の取組みを行っています。

### (4) 酒類業界におけるその他の仕組み

経済システム、消費構造の変化を踏まえるとともに、環境の世紀といわれる2世紀をにらんで、リサイクル、需要振興及び物流合理化といった様々な観点からどのような容器が酒類業界の発展に寄与するものかを検討するため、平成10年9月に生販三層の関係者で構成する「酒類容器等に関する協議会」を発足し、平成11年4月には「酒類業界における当面のリサイクル推進のため採りうる方策」を取りまとめました。

現在、酒類業界では、同方策の内容を踏まえた、

一部の酒類製業者が軽量化したガラスびんを使用

一部の酒類業者が込みカレット(色が混在したガラスくず)を原料として使用したボトル(エコボトル)を使用

一部の酒類製造者及び種類の輸入業者がワインについて無色びんへ切り換えなどの取組みが行われています。

# リサイクルで人から人へ。 びんは、貴重な資源です。



## 10月は、リサイクル推進月間です。



未成年者の飲酒は法律で禁止されています。  
大蔵省・国税庁・国税局・税務署

このポスターは再生紙を使用しています